

## 箕面市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

#### (回答)

就職にむけた支援が必要な人に対する雇用・就労支援には、大阪府をはじめとする関係諸機関との連携が必要不可欠なことから、引き続きこれら関係諸機関との連携を強化しながら雇用確保と雇用創出に取り組みます。  
(地域振興部商工観光課)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

#### (回答)

既存産業の高度化や新産業の創出にむけた取り組みが進められるなかで、これらを支える人材の確保が重要となっており、大阪府と連携して雇用や人材の確保・育成に取り組みます。  
(地域振興部商工観光課)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

#### (回答)

企業に対しては、市内の事業所が加盟し、企業の社会的責任や人権啓発を促進することを目的として組織された「箕面企業人権啓発推進員協議会」を通じて、就職困難者等の雇用確保や安定就労等について理解を呼びかけています。引き続き様々な機会を通じて呼びかけを行います。  
(地域振興部商工観光課)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

#### (回答)

フリーターやニート等に対しては、就職困難者等に対して就労支援を行う「地域就労支援事業」

のなかでコーディネーターがカウンセリングを行い、必要に応じて「大阪府若者サポートステーション」や「JOBカフェOSAKA」「ヤングJOBスポット」など関係諸機関の情報を提供しています。引き続き地域就労支援事業のなかで、積極的な情報提供に取り組みます。

(地域振興部商工観光課)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

「地域就労支援事業」における就職困難者等に対する就労支援には、相談者一人ひとりに応じた支援プログラムを作成する必要があることから、コーディネーターの役割が重要であり、毎年大阪府が実施するコーディネーター養成講座に職員を派遣し、相談体制の充実・強化に努めています。今後もコーディネーターの増員や能力向上を図ることにより、労働行政の充実・強化に努めます。

(地域振興部商工観光課)

## 2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

人口減少と少子高齢化が進行する時代において経済社会の活力を維持していくためには、長期的な視点から人材育成や人材活用を進めていく必要があります。本市としては、経営環境が著しく変化する今、その変化に対応できるよう中小企業における人づくりやキャリア形成を推進するため、引き続き啓発活動に努めていきます。

とりわけ、地域商業の活性化にむけて、商業者を中心とした人材育成とまちづくりの視点での活性化策をまとめたものとして、平成13年度に「箕面市商業活性化ビジョン」を策定し、この具体計画である「箕面商工会議所アクションプラン」に基づき各種事業に現在も継続して取り組んでおり、市としても補助金及び支援を行っているところです。

また、大阪府や商工会議所等が行う人材育成施策等と連携を図りながら、一人ひとりが能力を発揮して意欲的に事業を展開することができるよう支援していきます。(地域振興部商工観光課)

## 3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本市では、「第4次箕面市総合計画」及び「箕面市集中改革プラン」に基づき、行政評価制度

を活用し、専門的知見を有する第三者機関である箕面市行政評価・改革推進委員会の助言を受けながら、市民ニーズに応じたメリハリのある資源配分を行うことを基本として、行財政改革を推進しています。

市長をはじめ全職員が説明責任やコンプライアンス（法令遵守）を基本に、社会的責任を果たしながら行財政改革を進めていきたいと考えています。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

#### (回答)

将来世代へ負担を先送りすることがないように、おおむね10年以内に経常収支比率を100%以下とし、かつ、一般財源の収支が均衡した財政構造に変革することをめざし、「箕面市集中改革プラン」に定める14の処方箋について、着実に取り組んでいきたいと考えています。

#### 【14の処方箋】

- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| 1. トップマネジメントとバランスのとれた事業担当部局への権限委譲 | 8. 滞納整理の特別対策      |
| 2. 行政評価制度                         | 9. 受益者負担の適正化      |
| 3. アウトソーシング計画                     | 10. 人事給与研修制度改革    |
| 4. 職員定員適正化計画                      | 11. 組織活性化の諸方策     |
| 5. 外郭団体等の改革                       | 12. 歳入確保強化の取り組み   |
| 6. 構造改革のための個別的政策課題                | 13. 業務改善・再構築の取り組み |
| 7. 公共施設配置の適正化                     | 14. 公営企業における取り組み  |
- (市長公室経営改革担当)

## 4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

#### (回答)

地域の公立病院として地域医療の確保は重要な課題であり、役割としては急性期医療を行い、入院医療及び救急や専門的な治療を担うことであると考えています。そして、良質で安全な医療を継続して提供するためには、安定した診療体制の確保とともに、近隣の病院・診療所との役割分担・連携による診療体制の構築が必要と考えています。現在、地域の医療機関（かかりつけ医）との連携において、診療上の役割分担を行い継続的な医療が提供できるよう、疾患別の医療連携に取り組んでおり、今後は病院間での機能分担についても検討していきたいと考えています。

救急医療については、二次救急医療機関として内科・外科及び小児科について救急告示病院の認定を受け、平成18年2月からは救急総合診療部（ER）を設置し、24時間体制で救急患者の受

け入れを行っています。夜間・休日を含め救急患者については原則受け入れて臨んでおり、現在の救急診療体制を維持できるよう努めていきたいと考えています。

また、このような安定した診療体制を維持するために、院内保育所の設置や公開研修の開催を行い、就労環境の改善とともに子育てなどにおける離職者の復帰支援も図っており、今後とも地域医療を確保し患者に安心していただけるよう、それぞれの取り組みを引き続き進めていきたいと考えています。  
(市立病院事務局経営企画課)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービス事業については、利用者等を対象に介護保険制度の概要・利用方法等を記載した冊子「高齢者福祉サービスのご案内」を作成・配布するとともに、市ホームページへの同内容の掲載及び老人クラブ・自治会等各種団体・グループからの要望に合わせた介護保険事業に係る出前説明会を実施するなど、介護保険制度の普及啓発に努めています。また、事業所に対しては、定期的に行われる居宅介護支援事業所等連絡会及び同研修会において、必要に応じた情報提供・意見交換を行うとともに、国の定める介護サービス事業所情報の公表や外部評価等を適切に受け、サービスの適正利用に資するよう指導に努めており、今後とも、市民・事業者への介護保険制度の普及・適正利用について施策の充実を行っていきます。

介護サービスに関する苦情・相談体制については、平成15年に「保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱」を定め、保健福祉サービス提供時に発生した事故等への適切な対応を含めた苦情解決システムを整備しており、学識経験者や法律の専門家によって構成された「保健福祉苦情調整専門委員」から、公平かつ公正な見地からの意見・助言を受け、適切かつ迅速な対応を図るなど、今後とも介護サービスの質の確保・向上に努めていきます。

(健康福祉部高齢福祉課)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

本市の地域包括支援センターにおいては、民生委員・児童委員活動や小地域ネットワーク活動などへの参加を通じ、地域における支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援と継続的な見守りを行うため、様々な社会資源とのネットワークを構築しています。平成18年度においては、地域の地区福祉活動に計164回参加し、計160人からの個別相談を受けるなかで、重層的な課題を抱える世帯や地域から孤立している高齢者世帯等に対

する支援を継続的に実施しているところです。

本市においては、地域包括支援センター運営協議会の役割を担う「箕面市介護サービス評価専門員会議」において、センターの運営評価や指定介護予防支援における中立・公正の確保を行っており、現在2名の被保険者代表が専門員に就任しています。（健康福祉部高齢福祉課）

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

#### (回答)

「箕面市第3期介護保険事業計画」では、高齢者人口は平成26(2014)年度末には3万2千人を超過高齢化率23.8%となり、国と同様に約4人に1人が高齢者になると推計していますが、これら高齢・退職者の方々の生きがいに対するニーズは多種多様化しており、関係各課が連携しながらその対応に努めています。

生涯学習については、生涯学習センター及び公民館を核として、高齢者を含むすべての市民が自ら学びたい時に学べるよう、誰もが参加できる各種イベントや講座を実施するとともに、図書館では、医療・健康・年金等の高齢者ニーズの高い図書の整備を行っています。

スポーツ活動については、中高年向け健康・スポーツ教室をはじめ世代間スポーツ交流大会の開催など、高齢・退職者が気軽にスポーツに親しめる機会を提供しています。また、地域の人材とともに総合型地域スポーツクラブの創設に取り組むなど、身近な地域で生きがい・健康づくりの意識を醸成しながら継続してスポーツ活動を行うことのできる環境づくりに努めています。

NPOについては、高齢者にとってもその豊富な経験と技術を活用しながら社会参加ができる選択肢として重要であることから、箕面市非営利公益市民活動促進補助金の交付や「みのお市民活動センター」の設置を行い活動拠点の整備・充実を図るなど、新たなNPOの創出支援や相互連携・参加機会や活動の場の提供等の支援を行っています。また、社会福祉協議会地区福祉会等では「小地域ネットワーク活動」を中心とした地域活動の推進を図っています。

高齢・退職者の諸活動の基本となる健康面については、医療制度改革に伴う平成20年度からの健診の制度変更等により、現在、特定健診及び生活機能評価の実施にむけ制度の構築に取り組んでおり、健康の維持・増進を実現するため、生活習慣病の予防・改善にむけた生活習慣の見直し、特定保健指導の実施等、健康づくり活動を積極的に進めています。

今後とも、高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動の参加促進のため、関係機関が連携しながら、上記事業や関係諸施策の充実に努めていきたいと考えます。

(健康福祉部高齢福祉課・地域福祉課・健康増進課、生涯学習部生涯学習課・スポーツ振興課、地域振興部市民活動促進課)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とする生活保護法に基づき運営しています。

生活保護制度の目的の一つである自立への支援を強化するため、本市ではこれまでにケースワーカーの適正配置に留意するとともに、家庭訪問等による世帯の状況把握に努め、生活実態に合わせた助言・指導を行い、生活保護制度の適正実施に努めてきました。平成18年度において、さらに自立支援を推し進めていく体制を整えるため、「就労支援相談員」を新たに配置しました。今後も就労支援相談員を核として、被保護者の自立にむけた就労支援を組織的・効率的に推し進めていきます。  
(健康福祉部地域福祉課)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、第一義的にH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みについては都道府県知事の所管です。しかし、市民に一番身近な地方公共団体である本市としましては、H I Vに限らず性感染症の予防及び蔓延防止の必要性については十分認識しており、中学校等へ保健師を派遣し、性教育の時間を利用して性感染症の予防及び蔓延防止に関する啓発を積極的に進めていきます。  
(健康福祉部健康増進課)

## 5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

子育て親子の交流の場・相談場所ともなる「箕面市子育て支援センター」等の事業の充実を図っていきます。また、みのおファミリーサポートセンター事業の充実を図りつつ、地域で取り組まれている「子育てサロン」へも市として参加し、側面的な支援を行っていきます。

平成18年度には、みのおサンプラザ3階の分室を「西部子育て支援センター」と位置づけ、萱野中央人権文化センターを含めた市内2ヶ所で運営を行ってしています。これらの利用状況を見極めながら、今後「東部子育て支援センター」の整備を検討していきます。

(子ども部子ども支援課)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

臨時職員は、長時間保育や育児休業等への対応のため、必要に応じて雇用しています。人件費は市全体で制度運用しており、保育所職員に限定した制度変更などはありません。

保育所職員に対する研修は、階層別研修や分野別研修など多岐にわたる研修を実施しています。また、大阪府や大阪保育子育て人権情報研究センターなどの主催する研修にも多数職員を派遣しています。  
(子ども部幼児育成課)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

放課後に子どもたち(小学1～6年生)が自由に遊べるよう、小学校の余裕教室を活用したプレイルームや運動場・体育館を開放して「自由な遊び場開放事業」を実施しています。

学童保育については、対象児童のすべてが利用できるよう、年度当初の全対象児童の受け入れに努めていますが、昨今の共働き家庭の増加により学童保育を必要とする児童が増え、これまで一部の学童保育室において待機児童が発生しています。そのため学校長や学校施設担当課・財政担当課と協議を行い、全児童の受け入れができるよう施設整備を図っていきます。また対象の拡大については利用時間の延長要望があったため、保護者会との協議を経て、平成20年4月から午後5時(通常閉室時間)以降午後7時までの延長利用ができるようにサービスの拡大を行います。対象学年の拡大について要望もありますが、延長利用の初年度でもあり、今後の課題として検討していきたいと考えています。

また、学童保育事業未実施である1校において、平成20年度から小中一貫校として開校されることや地域開発が行われることから、まず、「自由な遊び場開放事業」の充実を行い、地域と調整を行いながら学童保育の実施時期を検討していきます。  
(子ども部子ども支援課)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域の教育力の活性化について、従来の中学校区を基本とした地域教育協議会の成果を踏まえ、より地域に密着した小学校区を基本とする箕面市青少年を守る会連絡協議会への補助支援を平

成17年度より開始し、学校・家庭・地域の連携のもと、地域の活性化や地域での自主的なイベントやスポーツ教室の実施等を通じて子どもの居場所づくりを進め、さらに教育コミュニティの推進に努めています。

「子どもの安全見守り隊」については、平成17年度に地域関係団体・学校・警察などが一体となり各小学校区単位で結成されました。「地域の子どもは地域で守る」という精神のもと、登下校時の通学路や子どもたちの遊び場などを中心とした巡回や声かけなど、地域のネットワーク強化のもと、実情に合ったやり方により息の長い取り組みをお願いしています。特に、地域団体による「青色防犯パトロール」については、箕面市青少年を守る会連絡協議会のボランティア協力により、平成19年4月から5校区で開始し、今後は全校区での実施をめざしていきます。

さらに、「大阪府スクールガードリーダー」が配置され、学校への巡回指導と安全面の評価を通じ地域関係団体へのコーディネートを実施するとともに、大阪府地域安全マップが運用され、地域と学校により通学路の安全点検等に活用されているところです。

地域へは、日頃から子どもに関心をむけ、子どもたちの安全を気にかけていくという見守り意識の醸成を、公用車を使った「青色防犯パトロール」による街頭放送や「動く子ども110番」を通して啓発していきます。「子ども110番」については、平成20年2月現在、市域の738軒の家や店舗のご協力をいただいています。今後も設置数の拡大を図り、学校・幼稚園の防犯教室等を通じて子どもへの周知を行っていきます。  
(子ども部子ども支援課)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

#### (回答)

奨学金制度の周知等については、現在萱野中央人権文化センターにおいて火曜日と木曜日の週2回進路教育相談を実施し、奨学金等の相談を受け付けています。また、相談については、教育委員会発行の「ひとりで悩まないで」（教育子育て相談窓口総合案内）に掲載し、周知を図っているところです。今後も情報収集に努め、各種奨学金等の紹介・斡旋等を進めていきます。

(子ども部子ども支援課)

本市の奨学金制度を市広報紙や小・中学校を通じて周知するとともに、大阪府育英会奨学金制度については、本市奨学金制度の相談・申請等の際に相談内容に応じて他の奨学金制度等が記載された冊子を渡すなど、問い合わせ先・連絡先等を案内しています。

就学援助は、各学校の入学説明会や市広報紙等を通じて周知に努めています。なお、本市の就学援助制度は、修学旅行費や校外活動費などは実費として、義務教育に必要な費用をできるだけ支援するようにしています。  
(教育推進部学校管理課)

## 6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

### (回答)

本市においては、萱野中央人権文化センター及び桜ヶ丘人権文化センターに総合生活相談担当者を配置し市民からの相談に対応するとともに、人権政策課や国際交流協会などにおいても様々な人権相談を行っており、今後も積極的に取り組んでいきます。ご指摘の人権擁護士については、養成に係る時間的負担が大きく、また人権擁護委員との役割分担が曖昧であるなどの理由により養成講座を受講していませんが、これら課題が整理された時点で、受講の是非を検討していきます。

また社会的マイノリティに係る人権啓発については、広報紙を通じた啓発や市人権啓発推進協議会や市民団体と連携して取り組んでおり、今後も同様に取り組んでいきます。

(人権文化部人権政策課)

## 7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

### (回答)

男女共同参画に係る行動計画については、男女共同参画社会基本法を受け、現在「第4期箕面市男女協働参画推進計画」を策定し、総合的・横断的な男女協働参画施策の展開を図っています。

女性委員登用については、第4期計画において2010年度までに行政委員会・審議会への女性委員の割合を30%とすることを目標とし、毎年全庁的な状況調査を実施し、目標達成への課題等を検討しています。

(人権文化部男女協働参画課)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

### (回答)

現在、男女共同参画社会基本法を受け、「箕面市男女協働参画推進条例」の制定にむけた事務

を進めているところです。当該条例においては、市及び市民等の責務、男女協働参画施策に係る諸規定、苦情相談体制の整備等を定め、男女協働参画のさらなる推進を図ることを定めています。

(人権文化部男女協働参画課)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

セクハラやDVの相談は、男女協働参画課において女性のための面接及び電話相談事業をもって対応しています。また、市内公共施設の窓口等に相談事業のPR用カードを設置するなど、周知・広報に努めています。具体的・迅速的対処が必要な事案に関しては、男女協働参画課が避難及び避難後の生活設計などの手続き等について措置権をもつ関係機関等との連絡調整を行っています。また民間シェルターとの委託契約を行い、緊急一時保護が必要な場合の対応に備えています。その他、庁内外の関係機関で構成したDV被害者支援ネットワーク会議を開催し、情報共有や連携を進め、支援体制の強化に努めています。

(人権文化部男女協働参画課)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

少子化対策の推進のため、政府が策定した仕事と生活の調和憲章・行動指針や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、これまで以上に保健福祉・教育・商工労働等の関係部局と連携を図り、また平成20年度より、地域における企業や労働者団体を含めた子ども育成推進協議会の体制のもとで、総合的な少子化対策の推進に努めます。

(子ども部子ども政策課)

## 8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

## (回答)

本市では、地球温暖化防止のために、平成11年度に「箕面市地球環境保全行動計画」を策定しました。さらに温暖化問題に対する大阪府と連携した取り組みとして、「大阪府省エネ家電・省エネ住宅普及促進協議会」や「北大阪打ち水ネット」への参画を通して、市民への意識啓発を行ってきました。また、大阪府市長会を通じて、パークアンドライドや共同輸配送等、抜本的な自動車交通量の抑制について一層の対策を講じるよう国や府に対して要望を行うなど、交通部門の対策強化にも努めています。

今後も大阪府との連携により、温室効果ガス排出削減にむけたより一層の取り組みを行っていきます。  
(都市環境部都市環境政策課)

(1)ー② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

## (回答)

ヒートアイランド対策に有効な緑化対策については、「箕面市まちづくり推進条例」に基づき、建設行為において一定の割合の敷地内緑化を施工者に義務付けています。また、大阪府域のヒートアイランド現象の緩和策として「打ち水」の活動を広げることを目的に、府民・事業者・行政などで組織された「北大阪打ち水ネット」に参画し、大阪府と協力して打ち水の効果をPRする等、身近なヒートアイランド対策の推進を実施しています。  
(都市環境部都市環境政策課)

「みどりの基本計画」に基づき、以下のとおり市民協働で「山なみに抱かれ、みどりゆたかなまち みのお」の実現を図っていきます。

- ・ 民有地のみどりの確保のため、民のみどりのネットワーク化を市民協働で推進
- ・ 公園・道路等の公共施設のみどりの確保のため、市民協働でアドプト制度等により緑化・美化活動を推進
- ・ 山間山麓部のみどりの確保のため、みのお山麓ファンドやNPO法人みのお山麓保全委員会をはじめとする市民活動団体や山林所有者と協働で保全活動を推進

市内の建設行為等においては、「箕面市まちづくり推進条例」により一定量の緑化面積を確保するよう定めており、大阪府とも連携しながら今後もこれに基づいて指導していきます。

(都市環境部公園みどり課)

(1)ー③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

## (回答)

本市では平成11年度に、温室効果ガスのなかで最も比率の高い二酸化炭素を削減することを目

的に「箕面市地球環境保全行動計画」を策定し、様々な施策を展開してきました。「ストップ地球温暖化デー」の行動やアイドリングストップについても、広報紙等で啓発を進めています。今後も本計画の目標を達成するために府や近隣市・NPO団体等と連携し、「ストップ地球温暖化デー」やアイドリングストップ運動等を含めた様々な施策を展開し、市民・事業者にも協力を呼びかけていきます。  
(都市環境部都市環境政策課)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

資源リサイクルに関する法律の施行に伴い、資源循環型社会の形成にむけて資源化率向上に取り組んでいます。平成18年度に資源化された量の比率(リサイクル率)は、約17%です。

家庭から排出されるごみは、燃えるごみ・燃えないごみ・大型ごみ・空きかん・空きびん・乾電池・蛍光灯の7種分別による収集を行っています。環境クリーンセンターでは、搬入されたごみから鉄・アルミ・非鉄金属等を選別し、再生処理業者に引き渡し資源化を図っています。また、ペットボトルは公共施設やスーパー・コンビニ店等市内47ヶ所に設置した回収拠点から、プラスチック製容器包装はモデル収集地域の約6,400世帯から収集し、減容等の処理を行った後リサイクル加工業者等に引き渡し、再商品化されています。新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古布の5品目は、地域にある自治会等の集団回収による資源化を推進しています。

ごみ分別収集のさらなる細分化は、分別排出にかかる市民負担やごみの収集処理体制等の整備が必要となります。  
(都市環境部資源循環室)

(2) - ② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の野外焼却・不適正保管・不法投棄等の不適正処理を防止するため、管理監督行政庁である大阪府と連携し、産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間(6月・11月)において、不法投棄パトロール等を実施しています。不法投棄が多発している山間部の道路を中心とした定期的なパトロールやNPO団体によるパトロール報告等により、不法投棄物の速やかな収集を実施しています。悪質な不法投棄と判断される場合は、警察に通報するなど行為者の特定に努めています。

また、国・府・市の関係機関で構成された箕面市不法投棄防止対策連絡協議会を設置し、警告看板や監視カメラ設置等の不法投棄防止対策や環境美化の促進を図るための活動を行っています。

す。

(都市環境部資源循環室)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市は下水道普及率が99.9%と府内でもトップクラスの水準にあるため、生活排水に対する対策から、事業者等への指導に重点を置いた水質汚濁防止対策を中心とした運営へとシフトしています。そのため、水質汚濁防止法に基づき、大阪府とともに事業場や工場等に立ち入り調査を行うことにより水質汚濁防止に努めていきます。

(都市環境部都市環境政策課)

## 9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「地域防災計画」については、大阪府をはじめとする関係機関等と協議のうえ、適宜見直しを行い防災対策の強化に努めています。食糧備蓄体制については、大阪府の備蓄基準ならびに市の年次計画に基づき点検・整備を行っています。防災訓練については、小学校区を中心に地域防災訓練を実施し、地域住民の防災意識の高揚や地域防災力の向上に努めています。

(市長公室市民安全政策課)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市の小・中学校については、平成19年度にすべての耐震診断を完了します。今後は、耐震診断の結果に基づき、順次国からの交付金を活用しながら必要な補強や改修工事を実施していきます。また平成20年度には、小・中学校の体育館を100%耐震化する予定です。なお、交付金の増額については、大阪府教育委員会等を通じて要望しています。

(教育推進部学校管理課)

## 9 について独自要請

公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）にAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。あわせて、AEDの使用法を含めた救命講習に積極的に取り組むこと。

### （回答）

AEDの設置については、平成18年度にスポーツ施設をはじめとする公共施設に22台（教育委員会配備（市立中学校）の7台を含む）を配備しましたが、平成20年度に市立小学校・第一総合運動場武道館に貸出用として計14台の追加配備を予定しています。

AEDの使用法を含めた救命講習については、従来より新規採用職員・新任監督職員及び希望職員を対象に実施していますが、AEDの配備にあたり一層の救命率の向上を図るべく、対象を全職員に拡大し実施しています。  
（市長公室市民安全政策課）

## 10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

### （回答）

遊休農地相談会をJ A大阪北部・大阪府等と連携して開催し、農地の遊休化防止対策を行います。なお、市民が農業に触れる場や機会を提供するため、市民農園や農景観事業・農業体験事業を推進していきます。  
（地域振興部農政課）

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

### （回答）

違法駐車対策については「迷惑駐車防止条例」を施行し、市内7路線（5.9km）を迷惑駐車防止重点路線に指定して当路線での指導啓発を図るとともに、箕面警察署・箕面交通安全協会等の関係機関・団体で構成する箕面市交通安全推進協議会を中心に、春・秋の全国交通安全運動や迷惑駐車追放月間等、あらゆる機会を捉えて迷惑駐車追放に努めています。

また貨物車両用の各種施設については、「箕面市まちづくり推進条例」に基づき駐車場の設置を義務付けており、商業施設等の建設に際し規模等に応じて駐車台数が確保されています。なお、箕面駅前及びかやの中央には市営駐車場を整備しており、一部中型自動車・大型自動車も駐車できます。  
（都市計画部交通政策課）

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通

の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市では平成16年5月に「箕面市交通バリアフリー基本構想」を策定し、重点整備地区を定め道路のバリアフリー化とともに鉄道・バスのバリアフリー化にむけた補助支援を行い、桜井駅のバリアフリー化をはじめ、ノンステップバスやICカードシステムの導入を進めてきました。

今後も、基本構想の目標達成にむけ適切な支援などを行い、事業を推進したいと考えています。

(都市計画部交通政策課)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車の通行空間の確保、自転車と歩行者・自動車の適切な共存を図るための自転車の走行環境と実効性のある対策にむけて、警察庁と国土交通省が自転車通行ゾーンの整備指針を共同でまとめ、自転車のための空間拡充を進める検討がされようとしています。

しかし、限られた道路空間において自転車専用レーンを設置することは種々の課題があります。そのため、国等の動向を見極めつつ、自転車専用レーンの設置に限らず自転車の利用しやすい環境を整え、自転車道の市内ネットワークを形成させる必要があると認識しており、その基本となる計画を策定すべく、現在警察や道路管理者等の関係機関と協議・調整を行っています。

また歩車分離信号の拡充については、交通安全・交通の円滑化等の基本的視点から地元の意向等を踏まえ、警察や道路管理者等の関係機関と適宜協議・調整を行います。

(都市計画部交通政策課)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

レンタサイクルの社会実験として本市も参加している協議会において、平成16年10月から平成19年3月の間箕面駅前にて4回実施してきましたが、需要が極めて少ないことや、運営経費の面から継続していくことが難しく、平成19年度は実施していない状況です。

今後は、道路交通渋滞緩和や環境負荷低減に係る施策について、NPOや鉄道事業者と連携したレンタサイクル導入の可能性を研究するとともに、パークアンドライド等の他の施策の実施や拡充についても検討を行う必要があると考えています。

(都市計画部交通政策課)